

学校法人堀之内学園
東京立正短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

東京立正短期大学の概要

| | |
|-------|-------------------|
| 設置者 | 学校法人 堀之内学園 |
| 理事長 | 山田 教周 |
| 学 長 | 清水 海隆 |
| A L O | 鈴木 健史 |
| 開設年月日 | 昭和 41 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 東京都杉並区堀ノ内 2-41-15 |

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科 | 専攻 | 入学定員 |
|---------------|---------------|------|
| 現代コミュニケーション学科 | 現代コミュニケーション専攻 | 50 |
| 現代コミュニケーション学科 | 幼児教育専攻 | 50 |
| | 合計 | 100 |

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻 | 入学定員 |
|-----|--------|------|
| 専攻科 | 幼児教育専攻 | 50 |
| | 合計 | 50 |

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

東京立正短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月15日付で東京立正短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「人の心のうちに塔を建てよう」であり、「生命の尊重、慈悲・平和」という教育理念は公共性を有したもので、学生便覧、ウェブサイトを通じ学内外に表明されている。

公開講座の実施、科目等履修生の受入れ、地域の商店会との連携協働に関する協定の締結等、地域社会に向けた教育、活動が実施されている。

教育目的・目標については学則で定められ、これに基づき専攻課程ごとに教育目的が定められている。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針を基に、各専攻課程で教育内容に対応して定められ、三つの方針は教育理念に基づいて一体的に作成され、公表されている。

自己点検・評価活動は組織的に行われている。自己点検・評価報告書の作成・公表は令和4年度から、外部評価も令和5年度から実施している。教育の質保証は、GPA制度、成績分布、単位修得状況、卒業生数、就職率等の量的査定、学習ポートフォリオ、学生カルテの質的査定により達成されている。

卒業認定・学位授与の方針は、各専攻課程の卒業要件・成績評価基準や、資格取得要件と関連づけられ示されており、教養教育は、基礎教育科目を中心に行われ、教養教育と専門教育の接続が図られている。また、職業教育は短期大学設置基準にのっとり、専攻課程ごとに実施されている。

入学者受入れの方針は、各専攻課程の卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応している。ただし、評価の過程で、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針の中に具体的に示されている。また、学習成果の獲得状況については「学習ポートフォリオ」、「学生カルテ」を整備し、量的、質的に測定され、学内で共有されている。

卒業後評価は、進路先を対象としたアンケートに基づき実施され、学習成果の点検や教育活動の改善に活用されている。

学内にコンピューターラボが設置され授業及び課外指導に活用されている。また、短期大学が購入する図書を学生自身が書店で選べる「選書ツアー」といった取組みにより、学習成果の獲得に向けて教育資源は有効に活用されている。

学習支援については、ウェブサイト上に新入生サイトを開設し、入学前から担任や専任教員による個別指導などにより組織的に行われている。学生生活支援については、担任制を導入しており、きめ細かい対応を行っている。学生委員会と学生部会による学生生活全般の問題への対応等が組織的に行われている。

学生の進路に関わる事項は就職部・就職委員会等の支援体制が敷かれ、就職支援室は学生が利用しやすいように常時開放されているほか、就職ガイダンスや編入学ガイダンスの実施等、進路支援が行われている。

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教員の資格も短期大学設置基準の規定を充足している。非常勤教員も短期大学設置基準に準じて審査・採用され、適切に配置され、専任教員の研究活動は規程に基づき支援されている。

事務職員は、各委員会に参加し、教員と連携して学生の状況の共有を図っている。業務の見直しや、事務処理の効率化・再点検が日常的に行われている。教職員の就業は諸規程に基づいて適切に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場及び体育館は適切な面積を有している。演習室や講義室等、機器・備品も教育課程に対応して整備されている。図書館は適切な面積を有し、蔵書数、座席数も適切である。

施設設備、物品の維持管理は適切に行われている。危機管理規則等を整備し、年2回地震と火事を想定した全学的な避難訓練を行っている。

技術的資源を順次計画的に整備している。とりわけここ数年間は、授業支援システムの導入、アクティブラーニングの促進のため、教室の改修などに取り組んでいる。情報技術向上のため、情報系の授業によってきめ細やかな指導が行われている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は学校法人の歴史に精通するとともに、建学の精神等を理解し、学校法人の運営についての明確な理念の基にリーダーシップを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、教授会をおおむね教授会規程に基づいて開催している。ただし、評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。評議員会は事業計画、予算等に関し、私立学校法の規定に従い諮問機関として適切に機能している。

学校教育法施行規則の規定に基づいた教育情報及び私立学校法に定められた財務情報等はウェブサイトにおいて公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「妙法寺門前通り商店会」と連携協働に関する協定書を締結するとともに、「杉並区社会福祉協議会杉並ボランティアセンターおよび杉並区関連団体」と連携してボランティア活動や講習会、水泳指導などを積極的に行っており、学外からの意見を聞く機会も設けている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 現代コミュニケーション専攻心理コースでは、四年制大学への編入学支援として、受験支援に加えて、編入学を経て心理職に就くことまで視野に入れながら手厚い指導がなされ編入学実績を上げている。

[テーマ B 学生支援]

- 入学者に対し、ウェブサイト上に新入生サイトの開設、スクーリングを実施し、新学期のスタートがスムーズに行えるよう便宜を図っている。また、簡単料理教室を実施し、一人暮らしを始める学生の支援を行っている。
- 授業評価アンケートの実施後、各教員がフォーマットに沿った改善計画を立て、学生に公表しており、学生の意見が授業改善に反映されている。
- 学生自身が書店で図書館の購入図書を選べる「選書ツアー」の取組みは、学生の図書への関心を高め、学習意欲の向上をサポートするものといえる。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動

するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに必要な記載事項はあり記載方法については教員間で共有されているものの、記載内容にばらつきが見られる。組織的なチェック体制の整備が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「2025 年度を始期とする新中期計画」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証に、より一層取り組まれない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にとって適切な教授会運営に取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準 | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 | 合 |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 | 合 |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 | 合 |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合 |

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「人の心のうちに塔を建てよう」であり、教育綱領及び学則の冒頭に明記されている。「生命の尊重、慈悲・平和」という教育理念は学生便覧に記載されている。建学の精神は教育基本法に基づいた公共性を有したものであり、ウェブサイトを通じ学内外に表明されている。

公開講座の実施、科目等履修生制度の導入、杉並区内の高等教育機関との包括連携協定の締結、「妙法寺門前通り商店会」との連携協働に関する協定の締結等、地域社会に向けた教育、活動が実施されており、また、授業内外の活動として地域に関わる活動を展開している。

短期大学の教育目的・目標については学則で「現代社会におけるコミュニケーション能力を修得するための教育を行い、法華経精神に基づく宗教的情操と文化的教養をつちかい、現代社会の要請に応える主体的で人間性豊かな人材の育成を目的とする」とし、それに基づいた専攻課程ごとの教育目的を定めている。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針を基に、現代コミュニケーション専攻では教育内容に対応したコミュニケーション力を軸に、また、幼児教育専攻では保育者育成を軸にして、明確に定められている。

三つの方針は大学の教育理念に基づいて一体的に作成され、ウェブサイト・学生便覧等で公表されている。

自己点検・評価委員会を組織し、定期的に全教職員による自己点検・評価を行っている。

教育の質保証については、量的査定として、GPA 制度、成績分布、単位修得状況、卒業生数、就職率、資格取得状況を用い、質的査定として、学習ポートフォリオ、学生カルテを活用して行われている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、各専攻課程の学習成果と関連づけて示されており、学則に定める卒業の要件・成績評価の基準や、資格取得要件とも関連づけられている。教育課程は短期大学設置基準及び教育課程編成・実施の方針に基づき編成されている。なお、シラバスについて、必要な記載事項はあるが、記載内容のばらつきが見られるため、組織的

なチェック体制の整備が求められる。卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の見直しは、各専攻課程会議、教務委員会、教授会において定期的に行っている。

教養教育については、建学の精神にのっとり、基礎教育科目に配置されている科目を中心に行われ、教養教育と専門教育の接続が図られている。職業教育は短期大学設置基準にのっとり、専攻課程ごとに実施されている。現代コミュニケーション専攻心理コースでは、四年制大学への編入学を経て心理職に就くことを視野に入れた科目を開講し編入学支援を行っている。

入学者受入れの方針は、各専攻課程の卒業認定・学位授与の方針及び学習成果に対応しており学内外に表明され、高等学校から聴取した意見も取り入れて点検している。入学者選抜は、入学者受入れの方針を踏まえ、多面的・総合的に、また公正かつ適正に把握・評価を行っている。なお、学生募集要項において、各専攻課程の募集人員が入試方法の区分ごとに明記されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針の中で具体的に示され、2年間で獲得可能な仕組みがある。また、学習成果の獲得状況は、アセスメント・ポリシーに示された指標により測定可能で、測定結果は各専攻課程会議で共有され、量的データがウェブサイトで公表されている。

学生の卒業後評価については、進路先に対するアンケートを実施し、その結果を学内で共有し学習成果の点検や教育活動の改善に活用している。

教育資源の有効活用については、担任制を導入し、学習進捗の確認や個別指導を行っている。授業評価アンケートを実施し授業改善に活用するとともに、結果は学生にも公表されている。学内にコンピューターラボが設置され授業及び課外指導に活用されている。「選書ツアー」等、学生の学習向上に対するサポートがなされている。

学習支援については、入学前より便宜を図り、入学後も大学生活全般にわたる支援の仕組みがある。学習進捗の遅い学生に対しては、担任及び科目専任教員による個別指導がなされ、進捗の速い学生に対しては資格取得の推奨がなされている。学習支援方法の点検は各専攻課程会議、教務委員会、学生委員会等で組織的に行われている。

学生生活支援については、担任制を根幹とし組織的に行われており、カウンセラーと連携したメンタルヘルスケアの体制を整えている。なお、多様な特性のある学生の増加に伴い、環境整備も含め教員の負担軽減につながる学内の態勢をさらに進めることが期待される。また、住居の確保や簡単料理教室の開催など、一人暮らしを始める学生へのサポートも工夫されている。進路支援では、支援体制が組織的に敷かれている。卒業生アンケート調査により、進路支援に対する評価が公表されている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、個々の教員の資格も短期大学設置基準の規定を充足している。非常勤教員は短期大学設置基準に準じて適正に審査・採用され、適切に配置されている。専任教員の研究活動は規程に基づき支援されている。研究成果を公表する場として紀要が毎年発行され、個人研究室の整備、授業コマ数の

基準が服務規程に明記され、研究環境が確保されている。

事務職員は、各委員会に参加し、教員と連携して学生の状況の共有を図っている。業務の見直しや、事務処理の効率化・再点検が日常的に行われている。教職員の就業は諸規程に基づいて適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場及び体育館は適切な面積を有している。バリアフリー化は遅れているが、障がい者に対して個別に配慮することで対応している。演習室や講義室等、機器・備品は教育課程に対応して整備されている。図書館は適切な面積を有し、蔵書数、座席数も適切である。施設設備、物品の維持管理も適切に行われている。危機管理規則、事象別危機管理マニュアルを整備し、年2回地震と火事を想定した全学的な避難訓練を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策は適正に行われており、省エネルギー対策として、照明のLED化を完了し、会議等における紙配付の削減に取り組んでいる。

技術的資源を順次計画的に整備している。とりわけここ数年間は、授業支援システムの導入、アクティブラーニングの促進のため、教室の改修などに取り組んでいる。情報技術向上のトレーニングは、情報系の授業によってきめ細やかな指導が行われている。情報技術を利用した「教務学習支援システム（GAKUEN）」を導入し、履修登録・成績開示・出席状況確認等のオンライン化が推進されている。授業のリアルタイム配信やオンデマンドでの動画配信、教材のアップロードや課題等の授受にも情報技術が利用されている。教職員の情報セキュリティ及び情報技術などの研修も実施され、不正利用の防止対策がなされている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「2025年度を始期とする新中期計画」に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

短期大学の将来像を明確にし、小規模短期大学としての強み弱みを客観的に分析している。私立学校振興・共済事業団からの改善指導に従い、経営改善に取り組んでいる。また、財務担当者による教職員説明会において、経営情報の学内共有がなされている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人創設者の宗教法人堀之内妙法寺の現住職であり、学校法人の歴史に精通し、短期大学の建学の精神を理解し、明確な理念をもっている。学校法人の管理運営については常務理事が理事長の代行となる体制で運営しているが、必要な事項は随時理事長に報告されており、理事長のリーダーシップは発揮されている。

学長は、教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、各種委員会を設置するなど短期大学の運営体制は整備されている。教授会はおおむね教授会規程に基づいて開催され、運営されている。なお、教授会の意見を聴くべき学生の入学に関する事項が教授会において報告事項になっていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は理事会・評議員会及び毎月開催される学内理事会に出席し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。監事は毎会計年度、監査

報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織している。評議員会は事業計画、予算等に関し、私立学校法の規定に従い諮問機関として適切に機能している。学校教育法施行規則の規定に基づいた教育情報及び私立学校法に定められた財務情報等はウェブサイトにおいて公表・公開している。